

PPA 方式による流域下水道施設への太陽光発電設備等導入業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務名

PPA方式による流域下水道施設への太陽光発電設備等導入業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

流域下水道施設（東部浄化センター、芦田川浄化センター及び沼田川浄化センター）における未利用地を活用して、PPA方式による太陽光発電設備を導入し、安定的・経済的な電力を確保することで、流域下水道事業の経営の健全化を図るとともに、温室効果ガスの排出を抑制し、脱炭素社会の実現に貢献することを目的とする。

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 履行期間

仕様書のとおり

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(5) 上限単価

企画提案書作成要領に記載のとおり、施設ごとに上限単価(円/kWh)を設定する。

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和7年9月16日（火） 午後5時

(2) 現場見学申込期限

令和7年9月16日（火） 午後5時

(3) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和7年10月17日（金） 午後5時

(4) 上記(3)に対する回答日等

令和7年10月31日（金）までに、公募型プロポーザル参加者全員（共同事業者の場合は、代表法人のみ）に回答する。

ただし、質問・回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるものについては、質問者のみに回答する。

(5) 企画提案書の提出場所及び提出期限

ア 提出場所

広島県上下水道部流域下水道課

イ 提出期限

令和7年12月12日（金） 午後5時

(6) 企画提案書に関するプレゼンテーション実施場所等

- ア 実施場所 広島県庁内会議室（広島市中区基町10番52号）又はオンライン
- イ 実施日時 令和7年12月22日（月）～令和7年12月24日（水）までの間で別に指定する日
日時及び会場の詳細については別途、公募型プロポーザル参加者に通知する。
- ウ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者（以下「提案者」という。）
ただし、審査会場への入室は3名までとする。
オンラインの場合も同席者は3名までとする。
- エ 内容 提案者によるプレゼンテーション
1 提案者当たりの説明時間は20分以内とし、質疑応答10分程度とする。
なお、提案者数に応じて変更する場合がある。
- オ その他 提案者が4社を超えた場合、書面審査を行い、プレゼンテーションへの出席者数を絞り込む場合がある。

(7) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

- ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書（別記様式第1号）に添付しなければならない。

※ 広島県の令和7年～令和9年物品・委託役務競争入札参加資格をもっている場合は、（イ）及び（ウ）の提出は不要である。

※ 共同事業者で応募する場合は（ア）～（オ）、（ケ）に掲げる書類は、構成者全員分を提出するものとする。

（ア） 法人概要（別記様式第2号）

（イ） 広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）（写し可）

ただし、広島県内に事業所等が全くないなどの理由により、広島県に対して納税義務がない場合は、提出は必要ないものとする。

（ウ） 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）（写し可）

（エ） 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書で発行日が申請日から3か月以内のもの）（写し可）

（オ） 財務諸表（最新決算年度の貸借対照表及び損益計算書）

（カ） 類似業務履行実績（別記様式第3号）

（キ） 電気主任技術者の資格証の写し

（ク） 共同事業者として参加する場合の書類

・グループ構成書（別記様式第4号）

・委任状（別紙様式第5号）

(ケ) 電子データの保存等に関する申出書（別紙様式第 6 号）

イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。

郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(8) 質問の受付及び回答について

ア 本業務に対する質問がある場合は、上記「2(3)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書（別記様式第 7 号）を提出すること。

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者がした質問にのみ回答する。

(9) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県上下水道部流域下水道課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和 8 年 1 月 8 日（木）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和 8 年 1 月 15 日（木）までに、書面により行う。

(10) 支払条件

各施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者に支払う。詳細は別途協議する。

(11) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(12) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(13) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(14) 提出された企画提案書について

ア 企画提案書提出後、県から企画提案書の内容について質問を行い、また補正を指示する場合がある。

イ 企画提案書提出後、提案を取り下げる場合は、取下願（別記様式第 8 号）を提出するものとし、取下願の受理をもって、公募型プロポーザルの参加辞退とする。

- ウ 提出された企画提案書は、取下願を提出した場合も含め、返却しない。
- エ 提案者は、県に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
- オ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ県に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- カ 企画提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

選定した最優秀提案者と仕様書、企画提案書等に基づき詳細を協議し、令和7年度下半期（予定）に基本協定を締結する。（共同事業者の場合は、代表法人与協定を締結する。）

本業務は、国補助金の活用を予定しており、事業者は基本協定に基づき、補助金交付申請を行い、交付決定後に、提案契約単価を上限として、県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で電気供給契約（長期継続契約、契約期間5年、5年ごとの更新）を締結する。（共同事業者の場合は、代表法人与契約を締結する。）

なお、契約までの協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、協議が不調に終わった場合には、PPA方式による流域下水道施設への太陽光発電設備等導入業務公募型プロポーザル選定委員会が次点と評価した者と交渉する場合がある。その場合、協議が不調に終わった提案者が契約締結までに要した費用については、県は一切負担しない。

(3) 契約事項に関する規則

広島県上下水道部財務規程及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 仕様書

(3) 企画提案書作成要領

(4) 評価基準

(5) 様式類

【別記様式第1号】公募型プロポーザル参加資格確認申請書

【別記様式第2号】法人概要

【別記様式第3号】類似業務履行実績

【別記様式第4号】グループ構成書

【別記様式第5号】委任状

【別記様式第6号】電子データの保存等に関する申出書

【別記様式第7号】仕様書等に対する質問書

【別記様式第8号】取下願

【別記様式第9号】現場見学参加申込書

【問い合わせ先】

広島県上下水道部流域下水道課 担当 草野

電話 082-513-4354（ダイヤルイン）